

役員報酬及び諸費用弁償規程

(目 的)

第 1 条 この規程は、公益社団法人日本歯科技工士会（以下、「本会」という。）の定款第 30 条の規定に基づき、役員等の報酬及び諸費用弁償等について定め、適正な報酬及び費用弁償を図ることを目的とする。

(定義等)

第 2 条 この規程において、用語の定義は次のとおりとする。

- (1) 役員とは、定款第 24 条第 1 項に規定する理事及び監事をいう。
- (2) 本会は本会を主たる勤務場所とする常勤役員制度を設けていないため、ここでいう役員とはすべて非常勤役員をいう。
- (3) 役員報酬とは、本会が役員に対し支給する役員としての業務の対価をいう。

(役員報酬の支給)

第 3 条 本会は、役員に対し、社員総会において定める役員報酬総額の範囲内で、別表に定める報酬月額を上限として支給する。

- 2 役員報酬の額は、理事は理事会決議により定める。
- 3 監事の報酬額は監事同士の協議により定める。
- 4 役員に対する賞与及び退職金は支給しない。

(役員の旅費等費用弁償)

第 4 条 本会は、役員に対し、その職務を執行するために要する旅費は理事会が規定する旅費規程の範囲において、消耗品等は実費にて支払うものとする。

(準 用)

第 5 条 定款第 31 条第 1 項に規定する顧問、相談役及び名誉会長については、前条の規定を準用する。

(支払方法)

第 6 条 役員等の報酬及び諸費用弁償等の支払方法については、この規程に定めるほか、職員の給与規程を準用する。

(公 表)

第 7 条 この規程に定める役員報酬等の支給基準は、法令の定めにより、これを公表する。

(規程の制定と改廃)

第 8 条 この規程の制定は、特例民法法人日本歯科技工士会の代議員会の議決による。

- 2 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 106 条第 1 項に定める公益法人の設立の登記を行った日以降におけるこの規程の改廃は、公益社団法人日本歯科技工士会の理事会において審議され、社員総会に付議されるものとする。

附 則

この規程は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

ただし、この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 106 条第 1 項に定める公益法人の設立の登記を行う日までの間は、「公益社団法人日本歯科技工士会」を「社団法人日本歯科技工士会」と読み替えるものとする。

別 表（役員報酬月額表）

職 名	報 酬 月 額
① 会長、副会長、専務理事及び常務理事	80,000 円以内
② 上記①を除く理事及び監事	30,000 円以内